



ハンファ20年保証制度 ガイドブック

2025年12月
ハンファジャパン株式会社
エナジーソリューション事業部 品質保証部
HWJQZ2511001_Ver1.01



目次

1. <u>ハンファ20年保証制度概要</u>	P3
2. <u>保証対象構成機器</u>	P4
3. <u>延長保証</u>	P5
4. <u>出張作業料保証</u>	P6
5. <u>発電シミュレーション補償</u>	P7
6. <u>制度加入料</u>	P8
7. <u>申込方法</u>	P9
8. <u>保証履行の流れ（延長保証・出張作業料保証）</u>	P13
9. <u>補償履行の流れ（発電シミュレーション補償）</u>	P14
10. <u>Q&A</u>	P15
11. <u>太陽光発電関連機器 保証サービス標準約款</u>	P16
12. <u>発電シミュレーション補償約款</u>	P18



1. ハンファ20年保証制度概要

ハンファ20年保証制度（有償）とは

ハンファ20年保証制度は、メーカー保証と延長保証を組み合わせた、ハンファジャパン特別保証制度です。

メーカー保証開始日から**20年間**に発生した対象機器の自然故障に対して「**保証**」をお受けいただける有償サービスです。

※ハンファジャパンを通じて太陽光発電システム(太陽電池モジュール・架台・パワーコンディショナ・蓄電池等)一式をご購入いただいたお客様が対象の制度です。

※新たに販売する商品が対象となり、中古品または既設品は本サービスをご利用いただけません。

制度概要

1. 延長保証 … メーカー保証期間（15年）終了後に+5年の延長保証サービスを提供します。
2. 出張作業料保証 … メーカー保証期間中にメーカー保証事由の自然故障が発生した場合の人工保証サービスを提供します。
延長保証期間中は延長保証に含まれます。
3. 発電シミュレーション補償 … メーカー保証開始日から1年間（初年度）に当社システムより出力される発電シミュレーションに対して、発電実績が下振れした場合、売電金額相当で補償いたします。



2. 保証対象構成機器

ハンファジャパンが販売する以下の機器が保証対象機器となります。



①パワーコンディショナ



②住宅用蓄電池



③接続箱



④据付用架台および金具

※20年超のメーカー保証付き太陽電池モジュールについては、20年間の出張作業料保証の対象となります。

※15年保証の太陽電池モジュールの場合、本保証の対象となり合計20年保証となります。

※リモコン、モニター、計測装置、コントローラー、ケーブル類、V2H機器、その他付属機器等は、保証対象外です。

※保証開始日時点で設置されていない機器は、保証対象外です。

※製品瑕疵による故障がない場合は、保証対象外です。

3. 延長保証

保証適用事由および保証対象費用

① 保証適用事由

※ 保証限度額内における修理回数の制限はございません。

【機器保証】

メーカー保証期間の終了後5年間（メーカー保証開始日から20年間）に対象機器に対して、
メーカーの標準保証書にて対象となる機器および部位について、取扱説明書や注意事項に
従った正常な使用状態で故障した場合に、本延長保証が適用となります。

- ✓ 住宅用蓄電システムのみ“容量保証”を提供します。（蓄電システムのSOH（充電可能容量）が正常値の60%以下またはメーカーが定める基準値のいずれか高い数値を下回った場合が対象）
- ✓ メーカー保証期間中にメーカーの倒産・撤退等による保証不履行時は本延長保証がバックアップ保証となります。

② 保証対象費用

部品代
材料費
(運搬費)

+

出張料

+

作業費
技術料

主な保証対象“外”事由

延長保証の対象外となる不具合について

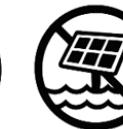
※詳細は別途“保証サービス標準約款”をご参照ください。



破損



落雷



水没・水濡れ



動植物
による損害



消耗品



ソフトウェア
プログラム

- システムの適切でない維持管理、使用方法の誤り、または不適切な点検・修理・改造による場合
- 建物構造の変形や変位などが原因の場合
- 消耗品の交換のみを行う場合
- 経年変化や劣化、通常使用による自然の摩耗・さび・カビ・腐食・変色・変質・色調の変化・音・振動・キズ・汚れ・液晶の表示劣化などの場合
- 自然災害（落雷、降雹、雪氷、雪害など）や天災（地震、台風、風、噴火、津波など）による場合
- 鳥の糞、ねずみの食害、虫食いなど動物や虫、植物による場合
- 設置後の据付場所の移動・移設後に起こった場合
- 煙害、公害、塩害、温泉地などでの大気中の腐食性物質による場合
- メーカーが指定する定期点検を実施期限までに行わなかった場合、または点検結果に基づく補修が実施されていない場合等

4. 出張作業料保証

保証適用事由および保証対象費用

① 保証適用事由

※ 保証限度額内における修理回数の制限はございません。

【機器保証】

メーカー保証期間中（15年）に対象機器に対して、メーカーの標準保証書にて対象となる機器および部位について、取扱説明書や注意事項に従った正常な使用状態で故障した場合に、本出張作業料保証が適用となります。

✓ メーカー標準保証で以下②保証対象費用が対象となる場合は、本人工保証は対象外となります。

② 保証対象費用



メーカー保証で対象

主な保証対象"外"事由

出張料作業料保証の対象外となる不具合について

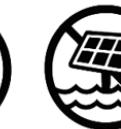
※詳細は別途“保証サービス標準約款”をご参照ください。



破損



落雷



水没・水濡れ



動植物
による損害



消耗品



ソフトウェア
プログラム

- システムの適切でない維持管理、使用方法の誤り、または不適切な点検・修理・改造による場合
- 建物構造の変形や変位などが原因の場合
- 消耗品の交換のみを行う場合
- 経年変化や劣化、通常使用による自然の摩耗・さび・カビ・腐食・変色・変質・色調の変化・音・振動・キズ・汚れ・液晶の表示劣化などの場合
- 自然災害（落雷、降雹、雪氷、雪害など）や天災（地震、台風、風、噴火、津波など）による場合
- 鳥の糞、ねずみの食害、虫食いなど動物や虫、植物による場合
- 設置後の据付場所の移動・移設後に起こった場合
- 煙害、公害、塩害、温泉地などでの大気中の腐食性物質による場合
- メーカーが指定する定期点検を実施期限までに行わなかった場合、または点検結果に基づく補修が実施されていない場合等

5. 発電シミュレーション補償

補償適用事由とサービス対象期間

① 補償適用事由

【発電シミュレーション補償】

当社システムより出力される発電シミュレーションに対して、発電実績が下振れた場合売電金額相当で補償いたします。

- ✓ 天候不順などによる日射量低下、製品瑕疵による機器故障が影響した発電量低下の場合はサービス適用となります。
- ✓ 算出結果が5,000円（税込）以下となった場合はサービス適用外となります。
- ✓ 1年分の発電量の計測結果が確認できるモニター等が必要です。

② サービス対象期間とサービス内容

【サービス対象期間】

当社が発行する保証書の保証開始月の翌月から1年間

例)保証開始日が2025年12月10日の場合

サービス対象期間：2026年1月1日～2026年12月31日の発電実績

【サービス内容】

発電シミュレーション値	ハンファジャパン株式会社が提供する設計ソフト、またはハンファジャパン株式会社が運営する販売支援サイトに掲示する発電シミュレーションソフトにより算出した年間発電量 (kWh)
-------------	--

シミュレーション補償金の算出基準	発電シミュレーション値 (kWh) と年間発電量実績の値 (kWh) との差異 × 売電単価 (円) (注1) ※ただし、算出結果が5,000円（税込）以下となった場合はサービス適用外となり、5,000円（税込）を超えた場合のみが対象となります。 (注1) 直近の電力会社への売電明細記載の単価をいいます。
------------------	---

主な補償対象“外”事由

発電シミュレーション補償の対象外となる不具合について

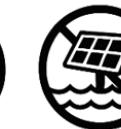
※詳細は別途“発電シミュレーション補償約款”をご参照ください。



破損



落雷



水没・水濡れ



動植物による損害



停電



影による損害

- システムの適切でない維持管理、使用方法の誤り、または不適切な点検・修理・改造による場合
- 火災、地震、津波、台風、洪水、落雷その他の自然災害に起因して対象機器が故障した場合
鳥の糞、ねずみの食害、虫食いなど動物や虫、植物による場合
- 対象機器が設置された場所において、建築物、構造物、樹木、地形その他これに準ずる物件による影（遮蔽・日照不足）に起因する場合
- ユーティリティ設備の問題（トランクの故障、電柱の損壊、電源設備の不具合など）または停電に起因する場合
- メーカーが指定する定期点検を実施期限までに行わなかった場合、または点検結果に基づく補修が実施されていない場合等



6. 制度加入料

20年保証

1年 2年 3年 4年 5年 ... 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年

パワーコンディショナ※

15年

+5年

住宅用蓄電システム※

15年

+5年

接続箱

15年

+5年

据付用架台および金具

15年

+5年

※対象機器が10年保証の商品の場合は、メーカー保証10年 + 延長保証10年の合計20年保証となります。

No	保証制度	保証限度額 (税込)	制度加入料 (税別)
1	延長保証	1,000,000円	
2	出張作業料保証	300,000円	65,000円
3	発電シミュレーション補償	50,000円	

7. 申込方法

◆以下の公式WEBサイト内の「ハンファ20年保証制度ページ」でお申し込みください◆

https://www.q-cells.jp/20_warranty/

Re.RISE Qcells
ハンファジャパン太陽光発電総合サイト

● ハンファ20年保証制度とは ● 加入者様限定特典

お申込みはこちら

必須 保証書に記載のお名前

ハンファジャパン発行の保証書に記載の「お客様名」をご記入ください。

ハンファ 太郎

0

必須 保証約款の確認

保証約款を確認する

保証約款を確認しました

必須 ハンファジャパン発行の保証書番号

保証書番号に「-(ハイフン)」が含まれる場合は、ハイフンを除いた英数字をご記入ください。

保証書に記載のEX～ RX～ EoooX～ RoooX～ などの英数字

0

必須 ガイドブックの確認

ガイドブックを確認する

ガイドブックを確認しました

必須 保証書データアップロード

保証書番号と氏名の確認が出来る保証書データを添付してください。

ファイルを選択 選択されていません

(最大10MB、pdf,jpg,pngのみ)

必須 個人情報の取扱について同意する

個人情報の取扱を見る

個人情報の取扱について同意する

必須 メールアドレス

sample@sgfm.jp

0

確認のため再度ご入力ください

sample@sgfm.jp

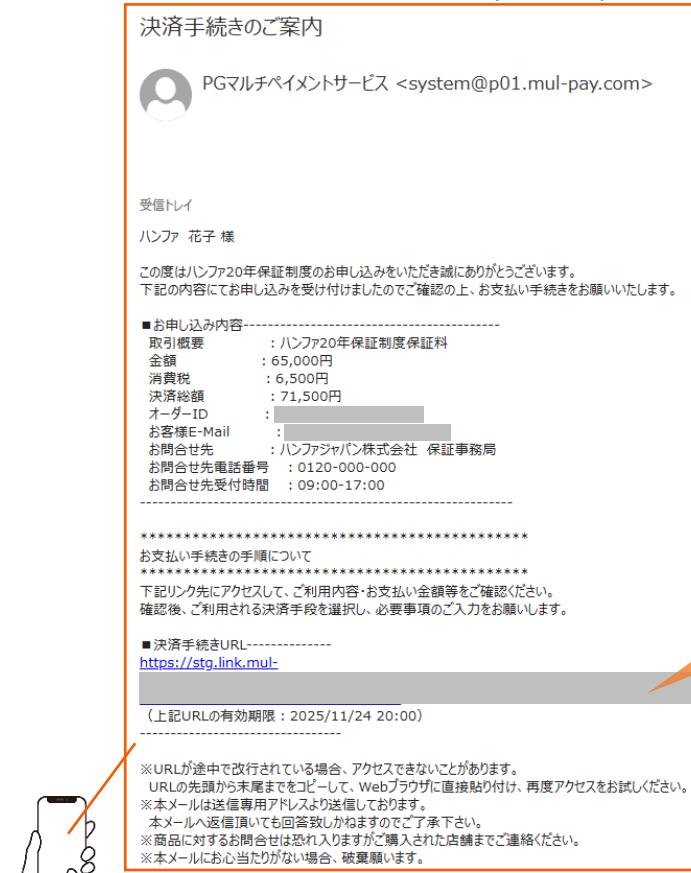
確認画面へ

7. 申込方法

Step①	Step②	Step③	Step④
お支払いに関する通知 (メール)	お支払い手続き ・クレジット決済 ・コンビニ支払い	支払い完了の通知 (メール)	加入証の発行通知 (メール)

Step①

✉ 送信元 : PGマルチペイメントサービス <system@p01.mul-pay.com>



7. 申込方法

Step②



ご利用内容

① 取引詳細

オーダーID

取引概要

ハンファ20年保証制度保証料

利用金額

¥65,000

税送料

¥6,500

合計

¥71,500

お支払い手続き

お支払い方法を選択してください

お支払い手続き

お支払い方法を選択してください

クレジットカード

コンビニ

クレジットカード

クレジットカード番号

半角数字、ハイフン(-)不要

有効期限（月） 有効期限（年）

月 年

名義人

名義人を入力（半角英字）

セキュリティコード

カード裏面の数字下3桁 (AMEXは表面4桁)

支払方法

選択してください

次へ

ご利用するコンビニ **必須**

選択してください

選択してください

セブンイレブン

ローソン

ファミリーマート

ミニストップ

セイコーマート

コンビニ

コンビニ

ご利用するコンビニ **必須**

選択してください

氏名 **必須**

山田 太郎

フリガナ **必須**

ヤマダ タロウ

電話番号 **必須**

メールアドレス **任意**

メールアドレス（確認用）

次へ

7. 申込方法

例) コンビニ支払い (セブンイレブン)

確定後、

お支払いに関するページが表示がされます。

また「コンビニ決済お支払番号のお知らせ」のメール通知が届きます。

お支払い手続き

コンビニ

ご利用するコンビニ
セブンイレブン

氏名
ハンファ花子

フリガナ
ハンファハナコ

電話番号
00-0000-0000

メールアドレス
[redacted]

再入力

確定

コンビニ決済お支払番号のお知らせ

決済サービス送信専用
宛先 ○ハンファ花子
ハンファ花子

この画面はご支払いの際に表示されます。
下記の内容で支払いを受け付けましたので確認のうえ、お支払期限までにお
近くのコンビニにて支払ひください。

■ご購入のコンビニ
セブンイレブン

■ご購入内容

店舗（サイト）名：ハンファ花子/株式会社
販売日時：2025/11/18 10:28:09
価格：71,500円
お支払期限：2025/11/28 23:59

※お支払いには「払込票番号」が必要です。

※お支払い確認番号はnanacoのものになります。
nanacoのお支払いの場合ポイントは付与できません。
店舗によってはnanacoがご利用になれない場合がございます。

■お支払い方法

払込票番号
1763429169929
払込票URL
<https://static.mstl.mstl-pay.jp/seven/samples.html>

セブン-イレブン

お支払いについて

お支払いには「払込票番号」が必要です。
払込票を印刷してコンビニまでお持ちいただき、払込票番号をお伝えください。

¥71,500

お支払期限 2025/11/28 23:59:59
払込票番号 1763429169929

払込票を表示

お支払いの流れ

1 「払込票を表示」ボタンを押し、印刷または払込票番号を控えてください。
レジにて下りのいずれかを行い、代金をお支払いください。
-印刷した払込票を提示する
-「インターネット代金のお支払い」と伝える

2 代金と引き換えに「インターネットショッピング払込受領書」を必ずお受け取りください。

3 インターネットショッピング払込受領書

インターネットショッピング払込票

セブン-イレブン代金収納サービス払込票サンプル

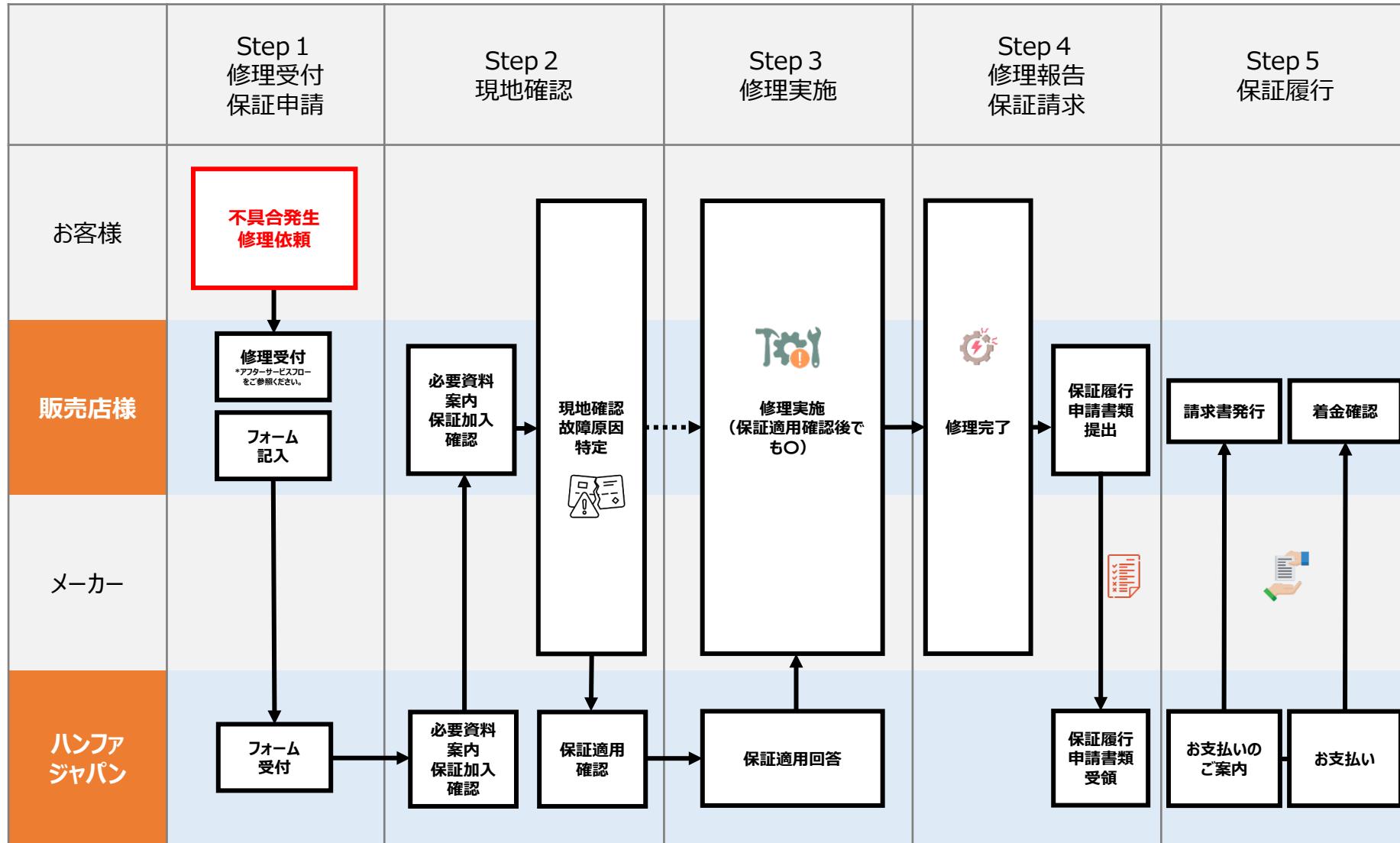
お支払いの方法	前払い（現金支払い）
お客様名	○○○○ 様
払込票番号	1234-1234-12345
払込票URL	[redacted]
店舗でのお渡し商品なし	
払込金額	8,00円
払込期限	2000年x月x日 (土)
払込方法	後日完済・郵便・ダウンロード等

★お支払いと商品お受け取りの流れ

(1) 既往のセブン-イレブンでの払込票を提示してください。
(2) 払込票をお支払いください。払込票は受領証と共にお持ち帰りください。
(3) お支払い後でご購入が払込先に通知されます。
(4) 商品については、後日宅配・郵便・タクシードライブ等のお渡しとなります。
(セブン-イレブン店舗での商品のお渡しはありません！)

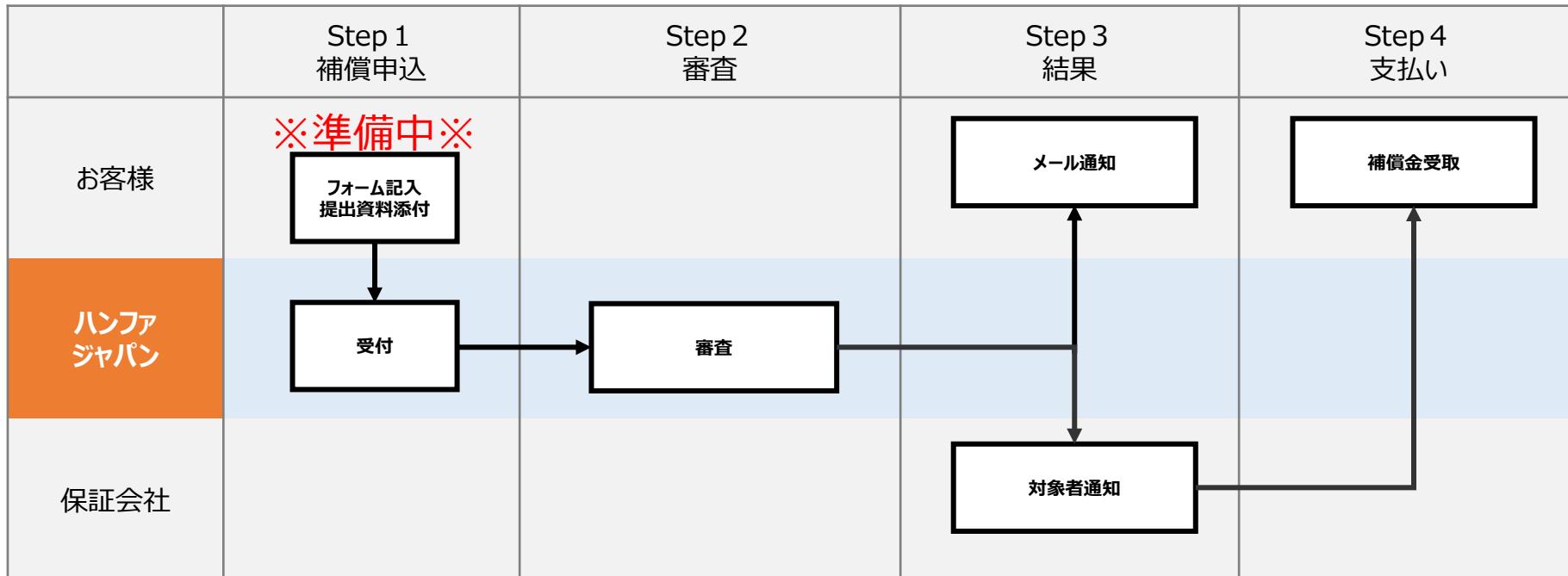
8. 保証履行の流れ（延長保証・出張作業料保証）

◆保証履行の流れは下記のとおりです◆



9. 補償履行の流れ（発電シミュレーション補償）

◆補償履行の流れは下記のとおりです◆



補償申込フォーム記入時にご準備いただくもの

〈ご提出資料〉

- ・発電シミュレーションのデータ
- ・実際の年間発電量データ（月ごと）
- ・直近の電力会社への売電明細

※注意事項※

申込期間はサービス対象期間満了から2か月間となります。

例：2025年12月10日保証開始日の場合

サービス対象期間…2026年1月から12月

補償申込期限…2027年2月末日

Q1 申込期限はありますか？

ハンファジャパン株式会社の保証開始日から2か月以内でお願いいたします。申込期限を超過した場合、受付が出来ない場合がございますので、ご注意ください。

Q3 加入証は再発行できますか？

オンライン保証システムより何度でもダウンロードが可能です。

Q5 保証条件に、修理回数等の制限はありますか？

延長保証制度について利用回数の制限はありませんが、保証限度額超過となった場合は、保証終了となります。

Q7 加入料の支払期日に遅れた場合は？

加入料のお支払い期日を超過した場合はキャンセル扱いとなります。加入をご希望の場合はハンファジャパン保証制度事務局までご連絡ください。

Q2 所有者名義を変更した場合、保証は継続されますか？

事前にご販売店さまを通じて弊社へ届け出を行っていただくことで保証は継続となります。

Q4 システムを移設した場合、保証は継続されますか？

移設をされた場合、免責事項に該当するためハンファジャパンの保証が失効します。
本制度も同様に失効となります。

Q6 台風や落雷など自然災害による破損や故障、盗難は対象になりますか？

本制度では保証対象外となります。

Q8 支払い後のキャンセルはできますか？

保証制度という商品の特性上、お支払い後のキャンセルについては受付いたしかねます。ご了承ください。
お申し込み後、支払期日を超過するとキャンセルの扱いとさせていただきます。

11. 太陽光発電関連機器 保証サービス標準約款

第1条（目的）

本約款は、加入証に記載の取扱事業者（以下、「当社」といいます。）が提供する太陽光発電関連機器保証サービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客様が利用するにあたり必要な条件等を定めることを目的とします。

第2条（用語の定義）

本約款に記載する用語の定義は、それぞれ以下のとおりとします。

- (1)「保証修理」とは、本約款に基づいて当社がお客様の太陽光発電関連機器等に対して当社が実施する修理のことをいいます。
- (2)「保証対象機器」とは、加入証に記載されており、当社より購入した機器であって、本サービスの対象となる機器のことをいいます。
- (3)「保証期間」とは、当社がお客様に対して本サービスを提供する期間のことをいいます。
- (4)「保証限度額」とは、サービス1回あたりの費用の上限として定められた額のことをいいます。
- (5)「加入証」とは、当社がお客様に交付する書類（電磁的記録を含みます。）で、保証書番号、保証期間、保証限度額、保証対象機器その他本サービスに必要な事項が記載されたもののことをいいます。
- (6)「メーカー」とは、保証対象機器の製造元のことをいいます。
- (7)「メーカー保証期間」とは、保証対象機器の購入に伴い、その設置日を開始日としてメーカーから提供される初期保証（以下、「メーカー保証」といいます。）の期間のことをいいます。
- (8)「代替品」とは、保証対象機器と同一型番の製品であって、保証対象機器と同等の品質を有する製品のことをいいます。ただし、同一型番の製品の入手が困難な場合には、保証限度額内に調達が可能な型番の異なる部品や別メーカーの製品、中古再生品を含む、当社が保証対象機器と同等の品質を有する製品と判断した製品をもってこれに代えるものとします。
- (9)「データ等」とは、保証対象機器に保存されているデータ、ソフトウェア、プログラム等の電磁的記録のことをいいます。

第3条（保証内容）

1. 保証期間内において、本約款加入証記載の保証適用事由（以下、「保証適用事由」といいます。）が保証対象機器に発生した場合、当社はお客様からの保証修理の依頼（以下、「修理依頼」といいます。）に基づき、保証修理1回あたりの費用が保証限度額の範囲内に留まる限りで、保証修理を実施するものとします。

2. 保証修理は、当社がメーカーに委託することにより実施します。ただし、メーカーが、保証修理に必要となる部品の提供が困難であると判断した場合には、代替部品（保証修理に必要となる部品と同等の品質を有する部品をいいます。以下、同様とします。）を使用して保証修理を行ふものとします。

3. 第1項の規定にかかわらず、第8条第1項各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの対象外とします。

4. 保証修理の実施または第7条第1項に基づく代替品の提供（以下、「保証対応」といいます。）により、お客様が保証修理実施後の保証対象機器または代替品を使用するにあたってネットワークおよびソフトウェアに関する設定等の各種作業が必要な場合がありますが、本サービスにはそれら各種作業の実施は一切含まれず、お客様自身で当該作業を行った場合に発生する費用等についても、本サービス対象外とします。

第4条（保証修理の依頼方法および注意事項）

1. お客様が修理依頼を行おうとする場合、お客様は加入証当社またはお客様窓口に連絡するものとし、その後は、当社が説明する保証修理手順に従うものとします。

2. 前項の方法によることなく、お客様が当社以外の第三者に直接修理依頼を行った場合、当該修理は本サービスの対象外となります。

3. お客様は、第1項に基づいて修理依頼をする場合、あらかじめ保証対象機器のデータ等のバックアップを行ふものとします。なお、保証修理の過程において保証対象機器のデータ等が消失した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

4. お客様は、メーカーや当社が必要と判断した場合、保証対象機器のデータ等を消去できることについて、あらかじめ同意するものとし、当該データ等の消去に対しては、何ら異議を述べないものとします。

第5条（保証期間）

1. 保証期間は、加入証に記載します。

2. メーカー保証期間中、初期不良等によりメーカーまたは当社から保証対象機器の交換品（新品）がお客様に提供された場合であっても、前項に定める保証期間（本サービスの終了日）は変更されないものとします。

第6条（保証限度額）

1. 保証修理に要する費用が保証限度額を超える場合には、当社はその旨をお客様に通知し、お客様が自ら保証限度額を超える部分の費用を支払うことについて承諾したときに限り、当社は保証修理を実施することとします。

2. 保証限度額は、部品代、機器代、人件費、物流費その他の保証対応のために要する全ての費用を合計した金額に対して適用します。

3. 第1項の承諾が得られない場合（次条第2項の承諾がある場合を除きます。）、または第1項の通知がなされた日の属する月の翌月末日までにお客様より回答が無い場合は、当該修理依頼はキャンセル扱いとなり、当社は保証修理を実施しません。

4. 前項の場合、修理依頼から修理依頼がキャンセル扱いとなるまでに要した費用については、お客様の負担とします。

5. 第1項の場合には、保証修理の完了をもって本サービスは自動的に終了します。

6. 前項により、本サービスが終了した後にお客様から新たな修理依頼がなされた場合、当社は、当該修理依頼を受け付けないものとします。

第7条（代替品の提供）

1. お客様から修理依頼があった保証対象機器について、メーカーまたは当社が保証修理不能と判断した場合、または保証修理に要する費用が加入証に記載の保証限度額を超過する場合には、当社はお客様へ代替品を提供することで保証修理に代えるものとします。

2. 代替品の提供に要する費用が加入証に記載の保証限度額を超える場合には、当社はその旨をお客様に通知し、お客様が自ら保証限度額を超える部分の費用を支払うことについて承諾したときに限り、当社は代替品を提供することとします。

3. 前項の承諾が得られない場合（前条第1項の承諾がある場合を除きます。）、または前項の通知がなされた日の属する月の翌月末日までにお客様より回答が無い場合は、お客様からの修理依頼はキャンセル扱いとなり、当社は保証対応を実施しません。

4. 前項の場合、修理依頼から修理依頼がキャンセル扱いとなるまでに要した費用については、お客様の負担とします。

第8条（本サービスの対象外となる事由等）

1. 保証期間内にあっても、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サービスの対象外となります。なお、次の各号のいずれかの事由に該当しない場合でも、保証対象機器の点検・診断等を実施した結果、保証修理を実施しても同様の事象の再発や拡大被害発生の恐れがあるとメーカーまたは当社が判断したときは、保証修理を受け付けないことがあります。

- (1)システムの不適当な維持管理、使用上の誤認または不適当な点検・修理もしくは改造に起因する場合
- (2)お客様または第三者の故意、過失に起因する場合
- (3)保証対象機器の取付または設置の瑕疵、および保証対象機器が設置された建物または建物関連設備の設計、工事、管理の瑕疵に起因する場合
- (4)建物構造の変形、変位等に起因する場合

(5)保証対象機器に記載されている型式または製造番号が改変もしくは削除されている場合、または判読不能の状態になっている場合

(6)車両、船舶、航空機用に使用された場合

(7)太陽光発電システム以外の発電装置との組合せに起因する場合

(8)メーカーがシステム連系を推奨していない機器との組合せに起因する場合

(9)消耗品の交換等のみを行ふ場合

(10)経年変化や劣化または通常使用による自然の機械的摩耗・さび・カビ・腐食・変質・変色・色調の変化・音・振動・キズ・汚れ・液晶の表示劣化その他類似の事由による場合

(11)火災、爆発、暴動、投石等の外來の事故に起因する場合

(12)自然災害（落雷、降雹、雪水、雪害等）または天災地変（地震、落雷、台風、風、噴火、津波等）に起因する場合

(13)煙害、公害、塩害、温泉地等における大気中の腐食性物質に起因する場合

(14)鳥糞、ねずみ食い、虫食い等の動物、虫または植物に起因する場合

(15)保証期間中に修理依頼の申し出がなかった場合、または、保証適用事由の発生後、速やかに修理依頼の申し出がなかった場合

(16)加入証の提示が無い場合

(17)加入証が改ざんされている場合

(18)電気事業法で定められた電圧以外の使用環境で使用したことによる場合

(19)設置後の据付場所の移動・移設後に発生した保証適用事由に起因する場合

(20)保証対象機器の販売契約または請負契約を締結した当時の技術では予想する事ができなかった事由に起因する場合

(21)エラーメッセージ表示履歴等から、メーカー保証期間中に保証適用事由が発生していたことが確認された場合

(22)メーカーが指定する定期点検がある場合に、当該点検実施期限までに点検を行っていない場合、または当該点検の結果に基づく補修が実施されていない場合

(23)メーカーが指定する定期点検または保守・交換が正常に実施されなければ、保証適用事由の発生が回避されたと認められる場合

(24)本サービス以外の保証契約等（保証対象機器と同一の品目・付属品等を対象として締結された、第6条（保証限度額）第2項に定める損害または費用を補償する他の保証契約、共済契約または保証契約等をいいます。）により、金額にかかわらず保証金もしくは共済金等が支払われた場合、または代替品の提供を受けた場合

(25)埃が多い所、煙や油煙の多い所、温度の高い所、急激な温度変化がある所、振動が強い所、または磁石もしくはスピーカー等の磁気を発するものの近く等で使用したことによる場合

(26)通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他のソフトウェアに起因する場合。また、通信機能を搭載している場合に、保証対象機器本体に起因しない理由によってネットワーク接続ができない場合

(27)メーカーがコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部品に起因する場合

(28)保証対象機器以外の製品の故障、増設機器、ソフトウェア等の相性に起因する場合

(29)電源が入っていない等、技術的知見の無い通常人を基準としても故障とは判断しない状態での修理依頼に係る一切の費用、部品交換を伴わない調整・修理、手直し修理、保守、点検、検査、作業等が生じた場合（清掃、リカバリ、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）

(30)核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する場合

(31)戦争（宣戦の有無を問いません。）、外国の武力行使、革命、内乱その他のこれらに類似の事由に起因する場合

(32)保証対象機器の損害に係る申告書の真実性について明らかな疑義がある場合

(33)国または公共団体の公権力の行使に起因する場合

(34)保証修理時に、保証適用事由の発生が確認できない場合

(35)日本国内で保証修理を実施できない場合

(36)メーカー保証書で保証の対象とならない事由の場合

(37)コンピュータウイルス、第三者の不正アクセスまたはこれらに類似する事由に起因する場合

(38)電波障害、通信回線の異常、電波流または過電圧に起因する場合

(39)電池の液漏れに起因する場合。ただし、蓄電池を対象機器とする場合は製造上の欠陥に伴う液漏れを除きます。

2. お客様からの修理依頼を受けた後に、当社が保証対象機器の点検・診断等を実施した結果、またはメーカーが修理を実施する過程において、前項各号に定める事由に起因することが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用および修理見積費用等については、お客様の負担とします。

3. お客様からの修理依頼を受けた後に、当社が保証対象機器の点検・診断等を実施した結果、またはメーカーが修理を実施する過程において、第1項のお書きに該当することが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用および修理見積費用等については、お客様の負担とします。

第9条（本サービスの対象外の費用等）

1. 前条第1項各号に該当しない場合であっても、次の各号の費用等は、本サービスの対象となりません。

- (1)保証適用事由の発生によって発生した発電量損失
- (2)保証適用事由の発生によって保証対象機器から消失したデータ等
- (2)電力会社からの指定による電圧抑制に起因する発電量の減少等については、保証適用事由に該当しません。

第10条（業務の再委託）

お客様は、当社が本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に再委託（再委託等、二段階以上の委託を含みます。）することについて、あらかじめ承諾するものとします。

11. 太陽光発電関連機器 保証サービス標準約款

第11条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、現在または将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約するものとします。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼう団、特殊知能暴力団その他のこれらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）であること。
- (2) 反社会的勢力を利用していること。
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行うこと。
2. お客様が前項に違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合、当社は催告その他の手続きを要しないで、本サービスの契約解除その他当社が必要と判断する対応をとることができるものとします。
3. 前項の規定により本サービスの契約が解除された場合には、お客様は、解除により生じる損害について、当社に対し一切の請求を行わないものとします。
4. 第2項の規定により本サービスの契約が解除された場合には、お客様は当社に対して、当社が被った損害を賠償するものとします。

第12条（間接損害）

本サービスに関し、お客様が被った間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等をいいますが、これらに限りません。）、特別損害、付随的損害、拡大被害、保証対象機器以外の機器や部品に対するデータ等の損失または損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡もしくは怪我を含みます。）、および他の財物に生じた損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大過失によるものがある場合には、この限りではありません。

第13条（お客様の個人情報）

お客様の個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。）は、当社の定める個人情報の保護方針（プライバシーポリシー等名称の如何を問いません。）に従い管理されるものとします。

第14条（約款の変更）

1. 当社は、天災地変、疫病の流行、法令の制定または改廃、その他の事情の変更が生じた場合には、法令に従って本約款を変更することができます。
2. 前項に基づきこの約款を変更する場合には、ホームページへの掲載その他適切な方法により、変更内容および変更時期を事前にお客様に周知することとします。

第15条（準拠法・合意管轄）

1. 本約款の效力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 本約款および本サービスに関して、お客様と当社の間での紛争が生じた場合、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（本サービスにおける権利または義務について）

1. お客様は、当社の書面による承諾なしに本サービスに基づく権利もしくは義務を譲渡し、または承継させることはできません。
2. お客様が保証対象機器の所有権を有さず、使用貸借してこれを使用している場合（リースやレンタル等を含みますが、これらに限りません。）、本サービスの利用に先立って保証対象機器の所有権者（リース会社やレンタル会社等をいいます。）に対して、本サービスを受ける旨を通知した上で当該所有権者によって定められた手続等を行い、本サービスの利用に関する承認をお客様自身の責任において得るものとします。
3. お客様が前項の承認を得た後は、当社がお客様に代わって本サービスの利用手続等を行えるものとします。

第17条（協議事項）

本約款に定めのない事項については、お客様および当社は、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。

メーカー保証期間中の出張作業料保証特約

第18条（特約の内容）

メーカー保証期間中にこの特約が付帯されている場合、第9条のいずれかに該当するときを除き、メーカー保証期間中にお客様からの修理依頼を受けた当社は保証対象機器の点検・診断等を実施した結果、保証書に定める保証適用事由の存在が判明したときは、当該点検・診断等に伴い発生した出張費用・交換作業費用は、加入証に記載の保証限度額の範囲内で保証の対象とします。

第19条（対象外となる場合）

前条に定める出張費用・交換作業費用はメーカー保証の対象となる場合は、この特約の対象外とします。

12. 発電シミュレーション補償約款

第1条（目的）

本約款は、個人認に記載の取扱事業者（以下、「当社」といいます。）が、提供する発電シミュレーション補償（以下、「本サービス」といいます。）をお客様が利用するにあたる必要な条件等を定めることを目的とします。

第2条（用語の定義）

本約款に記載する用語の定義は、それぞれ以下のとおりとします。

- 「対象機器」とは、当社が販売を行った住宅用太陽光発電システム・蓄電システムであって、1年分の発電量の計測結果が確認できるモニター等の機能が備わっている機器をいいます。
- 「サービス期間」とは、当社がお客様に対して本サービスを提供する期間のことをいいます。
- 「発電シミュレーション値」とは、年間発電量実績の値がこれを下回った場合に、当社がお客様に対してシミュレーション補償金を補てんする基準値として用いる発電量で、別表1に定めるシミュレーションソフトにより算出した年間発電量のことをいいます。
- 「年間発電量実績」とは、対象機器によって実際に発電された電力量の年間実績のことをいいます。
- 「支払限度額」とは、当社が第4条第2項に基づいてお客様へシミュレーション補償金をお支払いする場合の、サービス期間中の上限額として定められた額のことをいいます。
- 「加入証」とは、当社がお客様に交付する書類（電磁的記録を含みます。）で、加入証番号、サービス期間、支払限度額、対象機器その他本サービスに必要な事項が記載されたものとします。
- 「メーカー」とは、対象機器の製造元のことをいいます。
- 「シミュレーション補償金」とは、サービス期間内において、年間発電量実績が発電シミュレーション値を下回った場合に、その差異を基準として別表2に定められた算出方法により算出された補償額をいいます。

第3条（サービス期間）

1. 本サービスのサービス期間は、加入証に記載します。

2. 対象機器のメーカー保証期間中に、初期不良等により対象機器の交換品（新品）が提供された場合であっても、サービス期間（本サービスの終了日）は変更されないものとします。

第4条（本サービスの内容等）

- 当社は、対象機器の設置場所等のお客様情報と、構成された対象機器をもとに発電量シミュレーションを実施し、その結果得られた発電シミュレーション値を通知します。
- サービス期間内において、年間発電量実績が発電シミュレーション値を下回った場合、その差額をシミュレーション誤差とみなし、お客様に対してその誤差を補償金としてお支払いすることを約定するものとします。ただし、当該金額は別表2の定めに従って算出され、支払限度額を超えないものとします。
- 本サービスは、当社が以下①～④をすべて確認した場合にのみ適用されます。
 - お客様からの提出資料等（第3条に定めます。）に、不備がないこと。
 - 第6条第1項各号および第2項各号のいずれにも該当しないこと。
 - 別表1に定める指定シミュレーションソフトを使用し、適切に入力値を設定して行ったシミュレーションに基づき算出された発電シミュレーション値であることを、当社または保証管理会社が査定のうえ確認できること。

第5条（本サービス適用の申出手続）

お客様は、本サービスの適用について可否を検証し、次の各号に定める資料を当社へ提出し、年間発電量実績を算出してその内容を当社に通知することで、保証請求を行うものとします。

- 発電シミュレーション値
- 年間発電量実績
- 故障などの不具合があり第三者がメンテナンス、修理などを行っている場合は、年間発電量実績が①の値より低下した要因および経緯等が記載された、第三者による現地調査報告書。

第6条（本サービスの対象外となる事由等）

1. サービス期間内であっても、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サービスの対象外となります。

- システムの故意もしくは不適な維持管理、使用上の誤りまたは不適な修理もしくは改造に起因する場合
- お客様または第三者の故意、過失に起因する場合
- 当社または当社が別途指定する者以外の者が実施した点検、修理または改造に起因する場合
- 建物構造の変形、変位等または地盤・土壌造成工事・基礎工事に起因する場合
- 対象機器の保守メンテナンス業者の作業に起因する場合
- 対象機器の設置工事に起因する場合
- 煙害・公害・塩害・温泉地等における大気中の腐食性物質に起因する場合
- 鳥糞、ねずみ食い・虫食い等の動物・虫または植物に起因する場合
- 電気事業法で定められた電圧以外の使用環境で使用したことによる場合
- 対象機器の設置状況がメーカーの設置基準適合致していない場合
- 対象機器設置後の据付場所の移動・移設をした場合
- 対象機器の販売契約または販売契約を締結した当時の技術では予想する事ができなかった事由に起因する場合
- 対象機器が設置された場所において、建築物、構造物、樹木、地形その他これに準する物件による影（遮蔽・日照不足）に起因する場合
- メーカーが指定する定期点検がある場合に、当該点検実施期限までに点検を行っていなかった場合、または当該点検の結果に基づく修補が実施されていない場合
- 本サービスに関連するもの以外の保険契約等（対象機器と同一の製品・付属品等を対象として締結された、第4条第2項に定めるシミュレーション補償金以外の他の保険契約、共済契約または保証契約等をいいます。）により、金額にかかわらず保険金もしくは共済金等が支払われた場合
- メーカーがコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部位に起因する場合
- 対象機器以外の製品の故障・増設機器・ソフトウェア等の相性に起因する場合
- 核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する場合
- 戦争（戦争の有無を問いません。）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する場合
- 対象機器の損害に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合
- 国または公共団体の公権力の行使に起因する場合
- コンピュータウイルス、第三者の不正アクセスまたはこれらに類する事由に起因する場合
- 電波障害、通信回線の異常、過電流または過電圧に起因する場合
- 事業者者がお客様と個別に約していった特殊条件または加重責任に基づく申し出
- 当社が指定した算出基準（別表2の内容を含みますが、これに限りません。）を充足しない等、試算条件に不備がある場合
- お客様と当社により、当社が対象機器の代替品を納入できない、または納入が遅れたことに起因する場合
- お客様が、当社または事業代行会社の求める資料を提出しない場合
- 電圧抑制に起因する場合
- 主点検により発電を止めている場合など、お客様の事情により発電が出来ない場合
- 火災、地震、津波、台風、洪水、落雷その他の自然災害に起因して対象機器が故障した場合

（31）ユーティリティ設備の問題（トランクの故障、電柱の損壊、電源設備の不具合など）または停電に起因する場合

2.次の各号に定める費用：損害については、お客様に対するシミュレーション補償金のお支払い対象外となります。ただし、当社の故意または過失によるものがある場合は、この限りではありません。

- （4）第4条第2項に基づき算出された金額以外のお客様が被った間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等をいいますが、これらに限りません。）、特別損害、付随的損害、拡大被害等
- （2）対象機器以外の機器や部品に対するデータ等の損失または損傷に関する損害
- （3）第三者からの賠償請求に基づく損害
- （4）身体障害（障害に起因する死亡もしくは怪我を含みます。）に関する損害
- （5）対象機器以外の財物に生じた損害

第7条（対象機器の名義変更等）

1.お客様が売買、相続等を理由として対象機器の名義を変更しようとする場合、お客様は、当社に対してあらかじめその旨を申し出るものとします。この場合、本サービスに関するお客様の権利義務関係は、当社がお客様からの当該申し出を承認した時点をもって変更後の名義人へ承継されるものとします。

2.前項の場合を除き、お客様は、当社の書面による承諾なしに本サービスに基づく権利もしくは義務を譲渡し、または承継させることはできません。

第8条（業務の再委託）

お客様が売買、相続等を理由として対象機器の名義を変更しようとする場合、お客様は、当社に対してあらかじめ承諾するものとします。

第9条（反社会的勢力の排除）

1.お客様は、現在または将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約するものとします。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜団体、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）であること。
- （2）反社会的勢力を利用していること。
- （3）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
- （4）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

（5）自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準する行為を行うこと。

（6）お客様が前項に違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合、当社は催告その他の手続きを要しないで、本サービスの契約解除その他の当社が必要と判断する対応をとることができるものとします。

（7）前項の規定により本サービスの契約が解除された場合には、お客様は、解除により生じる損害について、当社に対し一切の請求を行わないものとします。

（8）第2項の規定により本サービスの契約が解除された場合には、お客様は当社に対して、当社が被った損害を賠償するものとします。

第10条（お客様の個人情報）

お客様の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定めるものとします。）は、当社の定める個人情報の保護方針（プライバシーポリシー等名称の如何を問いません。）に従い管理されるものとします。

第11条（約款の変更）

1.当社は、天災地変、疫病の流行、法令の制定または改廃、その他の事情の変更が生じた場合には、法令に従って本約款を変更することができます。

2.前項に基づき本約款を変更する場合には、ホームページへの掲載その他適切な方法により、変更内容および変更時期を事前にお客様に周知することとします。

第12条（準拠法・合意管轄）

1.本約款の効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

2.本約款および本サービスに関して、お客様と当社との間での紛争が生じた場合、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条（協議事項）

本約款に定めのない事項については、お客様および当社は、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。

別表1

指定シミュレーションソフト	ハンファジャパン株式会社が提供する設計ソフト、またはハンファジャパン株式会社が運営する販売支援サイトに掲示する発電シミュレーションソフト
---------------	--

別表2

発電シミュレーション値 (第2条第3号)	【発電シミュレーション値】 別表1に定めるシミュレーションソフトにより算出した年間発電量 (kWh)
シミュレーション補償金の算出 基準 (第4条第2項)	発電シミュレーション値 (kWh) と年間発電量実績の値 (kWh)との差異 × 売電単価 (円) (注1) ※ただし、算出結果が5,000円（税込）以下となった場合はサービス適用外となり、5,000円（税込）を超えた場合のみが対象となります。 (注1)直近の電力会社への売電明細記載の単価をいいます。

更新履歴

- 2025/12 : 初版発行
- 2025/12 : Ver.1.01 約款文言の微修正





The text "SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS" is displayed in a large, bold, blue, sans-serif font. To the left of the word "GOALS", there is a circular icon composed of many small, colored segments in shades of blue, green, yellow, and red, representing the SDG wheel.

私たちちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。